（しらせ艦長）同　中藤　琢雄
海上自衛隊第一術科学校勤務を命ずる（以上七月二日）
（陸上自衛隊幹部学校学校教官）
一等陸佐　神山　英康
陸上自衛隊幹部学校付を命ずる（七月四日）
（海上自衛隊幹部学校付）一等海佐　石巻　義康
海上幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる（七月六日）

最高裁判所

徳島地方裁判所判事補　山崎　雄大
さいたま家庭裁判所判事補に補する
兼ねてさいたま地方裁判所判事補に補する
簡易裁判所判事　山崎　雄大
さいたま簡易裁判所判事に補する（以上七月十三日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する（各通）
末廣　禮二　中島　一
従五位に叙する（各通）
宇治　壽康　杉浦　俊美　宮下　矩雄
伊藤　巧　木庭　克已　小島　冠治
小林　重基　澤田　豊作　島野　好次
建野　郷一　筒井　恭博　波田　一夫
三井　巖　吉田　裕而
正六位に叙する（各通）
東　豊　伊藤　勝治　稲葉　忠
岩淵　佶　加藤　幸司　川原　進
木住野亀太郎　須古　義之　高島　長門
伊達　睦人　中川　明
（警視庁警部）
横山　清隆
渡邊　巧
従六位に叙する（各通）
高松　近
正七位に叙する
木津　英彌
従七位に叙する（各通）（以上六月十一日）
渡辺　武男
河野　俊二
鈴木　武彦
水谷　幸夫
（福島県立医科大学名誉教授）
（大阪大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
太田　正彦
半田　勇
従五位に叙する（各通）
鈴木　定雄
柳澤　勲
正八位
従七位
桑波田武則
正六位に叙する（各通）
安瀬　明雄　岩田　成夫
谷　一義　廣野　晴夫
三橋　亮一　明星　邦彦
若松　健
従六位に叙する（各通）
今井九二男　中野　基
吉村　秀一　渡邊　葛
正七位に叙する（各通）
朝倉　英雄　旭　萬里司
富樫多喜男　鷲足　敏明
従七位に叙する（各通）（以上六月十二日）
尾上　紘一
従四位に叙する
岩本　卓也
正五位に叙する
田仲　照夫
藤本　敬也
従五位に叙する（各通）
木村　正
正六位に叙する（各通）
伊藤　久雄　白石　和夫
塚本弥次郎　照井　良利
藤井　重信　丸川　芳則
従六位に叙する（各通）
北野　昭常
正七位に叙する（各通）
（11等陸尉）
嶋田　盈
従七位に叙する（各通）（以上六月十三日）
正八位
従五位に叙する
池野　規
正六位に叙する（各通）
従六位に叙する（以上六月十四日）
藤井　重信
従六位に叙する（六月十五日）
北野　昭常
従六位に叙する（六月十七日）
嶋田　盈
従五位に叙する（六月十八日）
木村　正
従六位に叙する（六月二十日）
岩波　薫
加藤　武夫
鈴木　義一
高橋　利夫
堀木　剛
森　定秋
伊藤　健一
柚木　兼助
原田　昌治
和田　吉司
田中緒起春
上　康男
谷川雄作
立人
堀口　忠孝
大槻　清
小笠原拓哉
鈴木　健助
佐々木政徳
平松　秀康
野口　祐嗣
神鳥典次郎
倉前　正義
渡邉　芳雄
武井　清

○叙勲

旭日双光章を授ける
吉田　裕而
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月十一日）
金室　則光　蠍川内　直
瀧口　正人　見舘　道雄
寺尾　宏
旭日単光章を授ける（六月十二日）
相京　三郎　臼木　良幸　橋本　秀
旭日単光章を授ける（各通）（六月十三日）
末廣　禮二
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　勝治　伊藤　巧
木津　英彌　小島　冠治
澤田　豊作　島野　好次
瑞宝双光章を授ける（各通）
東　豊　實近　俊一
（警視庁警部）
塩飽　祐一
横山　清隆
渡辺　武男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十一日）
（大阪大学名誉教授）
水谷　幸夫
瑞宝中綬章を授ける
柳澤　勲
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　健一　岩田　成夫
三橋　亮一　明星　邦彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
旭　萬里司　佐藤　忠治
富樫多喜男　柚木　兼助
渡邊　葛
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十二日）
尾上　紘一　和田　吉司
瑞宝小綬章を授ける（各通）
北野　昭常
植原　昭三
藤本　敬也
瑞宝双光章を授ける（各通）
堀口　忠孝
（11等陸尉）
白石　和夫
西　一彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十三日）
野口　祐嗣
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十四日）
神鳥典次郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十五日）
瑞宝双光章を授ける（六月十七日）
瑞宝双光章を授ける（六月十八日）
瑞宝双光章を授ける（六月二十日）
大槻　清
小笠原拓哉
田上　康男
藤野　道雄
平松　秀康
佐藤　清貴
倉前　正義
渡邉　芳雄
武井　清

公　告

諸　事　項

工場財団

秋田市川尻町字大川反233番地209**秋田朝日放送株式会社**の工場財団に秋田市川尻町字大川反233番地209、233番地210家屋番号233番209の建物の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年7月19日　秋田地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人德本和男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成24年7月19日　宮崎地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年7月19日

九州地方整備局長　吉崎　収

1　処分をした年月日　平成24年6月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社プレースホーム　山崎　清二　佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里331－1　国土交通大臣許可（般特－18）第22061号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年2月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。